

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1. 計画対象区間及び計画対象期間

河川整備計画対象区間は，広島県知事管理区間とします。

河川整備計画対象期間は，概ね 30 年とします。

2.2. 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては，流域の浸水氾濫状況，周辺河川の整備状況などについて総合的に勘案した結果，近年の最大規模であった平成 7 年 7 月洪水相当の流量に対して，河川からの溢水による床上浸水が生じないように河川改修を行うことを目標とします。

さらに，整備計画での処理施設能力以上の洪水が発生した際にも，その被害を最小限に抑えるために，関係機関や沿川住民と連携した情報伝達体制及び警戒避難体制等の整備に努めるとともに，洪水ハザードマップを作成する自治体への支援を行っていきます。

2.3. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、流量観測による流況の調査を行うとともに、ため池からの取水量や堰による取水量等の利水実態を調査した上で、必要流量の把握に努めるほか、適正な水利用が行われるよう関係機関等との調整を行います。渇水時には、関連情報を収集し、状況把握や河川流量等に関する情報提供を行うなど円滑な渇水調整に努めます。

また、市街地を流れる河川としてふさわしい水質や流量などの水環境のあり方について検討を進めていきます。

2.4. 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、手城川で唯一の良好な河川空間を形成している春日池の周辺において、水域部から水際部、陸域部に至る連続性を保全しつつ、改修に際しても新たな植生の創出を行うよう整備を進めます。また、その広々とした空間を利用し、自然観察や環境学習の場など周辺住民と自然とのふれあいの場として位置づけ、河川愛護の啓発を図るよう努めます。

下流部においては、市街地での周辺環境との調和を考慮した川づくりを進めるため、護岸構造の工夫により植生環境等の向上に努めた整備を進めます。また、河川沿川の背後地利用が見込める箇所では、動植物の生息・生育環境に配慮するとともに、地域住民の憩いの場として利用できるような河川空間の整備について検討し、その実現に努めます。